

選挙啓発教材作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、選挙啓発教材作成業務を委託する事業者を選定するに当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

選挙啓発教材作成業務委託

(2) 委託業務の内容

別添「選挙啓発教材作成業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託業務の履行期間

契約締結の日から令和6（2024）年12月27日（金）まで

(4) 委託契約金額の上限

2, 1 2 3, 0 0 0円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(5) 担当部局及び問い合わせ先

所属：栃木県選挙管理委員会（栃木県総合政策部市町村課選挙担当）

住所：〒320 - 8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

電話：028-623-2126/FAX：028-623-3924

E-Mail：senkyo@pref.tochigi.lg.jp

2 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する者（契約締結時までに取得見込みである者を含む。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。

3 プロポーザルの実施手続

(1) 予定される実施スケジュール

| | |
|-------------------|-------------------------|
| ア 実施要領等の公表（公告開始日） | 令和6（2024）年6月17日（月） |
| イ 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和6（2024）年6月24日（月）17時必着 |
| ウ 質問に対する回答 | 令和6（2024）年7月1日（月） |
| エ 参加表明書等の受付期限 | 令和6（2024）年7月5日（金）17時必着 |
| オ 参加資格の確認通知 | 令和6（2024）年7月10日（水） |
| カ 企画提案書受付期限 | 令和6（2024）年7月17日（水）17時必着 |
| キ 企画提案審査（書面） | 令和6（2024）年7月24日（水） |
| ク 審査結果の通知・公表 | 令和6（2024）年7月31日（水） |

(2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）を栃木県選挙管理委員会宛てに電子メールにファイル（ファイル形式はMicrosoft Word、又はPDFとしてください。）を添付して提出すること。

(3) 質問に対する回答

質問及び回答事項をとりまとめの上、栃木県ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を作成し、提出すること。

ア 提出書類

- ・参加表明書（別記様式2）
- ・参加資格確認書（別記様式3）
- ・会社概要又は会社概要パンフレット

イ 提出期限

令和6（2024）年7月5日（金）17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

ウ 提出場所

1 (5)に定める場所

エ 提出方法

電子メール（メール送信後、必ず電話連絡を行うこと）

※ なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 参加資格の確認

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知する。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

ア 通知日 令和6（2024）年7月10日（水）

イ 通知方法 電子メール

(6) 企画提案書の提出

企画提案書については、参加表明書等の提出後、次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和6（2024）年7月17日（水）17時必着

イ 提出場所 1(5)に定める場所

ウ 提出方法 電子メール（メール送信後、必ず電話連絡を行うこと）

エ 提出部数 2部（正本1部、副本1部）

※審査の公正を期すため、副本には参加者名（参加者名を容易に類推させる表示を含む）を記入しないこと。

(7) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書をもとに、次により作成すること。

ア 企画提案書の様式は任意であるが、次の項目を含めて作成すること。

(ア) 企画提案内容

(イ) 業務遂行人員体制

(ウ) 業務スケジュール

(エ) 類似業務取扱実績

(オ) 見積額（総額、内訳、諸経費、消費税を明記）

(カ) その他、貴社が提案したい事項

※本業務の効果を向上させる独自の企画を提案することとし、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含めること。

イ 企画提案書は、1者1提案のみとする。

(8) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

4 審査方法等

(1) 審査方法

ア 審査は書面により実施する。

イ 企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、別に定める「選挙啓発教材作成業務委託公募型プロポーザル審査要領(以下「審査要領」という。)」に基づき実施する。

ただし、審査結果のいかんによっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。

(2) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積額が1(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 本プロポーザル業務の選定に関して、審査要領で定める委員に対し、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為を行った場合

5 審査結果の通知・公表

審査結果は、審査後全ての参加者宛て通知するとともに、選定された者の名称等を栃木県ホームページに掲載する。なお、審査会は非公開とし、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けない。

6 契約手続き

(1) 選定された契約候補者と契約締結の協議を行う。

(2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。

(3) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行う。

(4) 契約の締結に際しては、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を可とする(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。)

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受託者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受託者は、契約締結に利用

するメールアドレスを用意する必要がある。

- (5) 紙の契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

7 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

- (2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

- (3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても、同様とする。

8 その他

- (1) 事業の成果は県に帰属するものとする。

- (2) 本プロポーザルへの参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。